

いしかわ周遊旅行商品造成支援事業 実施要領

1. 目的

北陸新幹線金沢開業効果を県内全域に波及させるため、加賀、能登、金沢の各エリアを周遊する旅行商品の造成を支援する

2. 実施内容

旅行商品企画コンペティションを実施し、優れた企画の商品化に対して送客(宿泊)実績に応じた助成を行う

3. 助成対象者

募集型企画旅行商品を企画・販売する旅行者

4. 助成対象期間

平成27年10月1日～平成28年3月31日

5. 旅行商品企画の条件

次の(1)から(6)の全てを満たす募集型企画旅行商品(個人型フリープランは除く)で、助成対象期間内に販売を開始すること

- (1) 首都圏等(※)が発地である旅行商品であること
※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、福島県、宮城県、山形県
- (2) 北陸新幹線を利用すること(片道航空機利用も可)
- (3) 加賀又は能登地域(※)の宿泊施設(※)に1泊以上宿泊すること
※金沢市以外の県内地域のこと。金沢1泊+加賀(能登)1泊の2泊の商品は可。金沢1泊のみの商品は不可
※(公社)石川県観光連盟や観光協会、旅館組合など県内の観光振興団体に加盟する県内の宿泊施設であること
- (4) 加賀又は能登地域の観光素材(※)を2カ所以上コースに組み入れること
※観光施設、体験、イベントなど(宿泊先は除く)
- (5) 既存商品ではなく、新たな商品造成であること
※新たな石川県の滞在コースの設定や、従来の滞在コースに新たな観光地を組み入れたコースを設定すること
- (6) 旅行商品造成支援事業申請に伴い作成する旅行商品パンフレット等のPR販促物には、「協力：石川県首都圏戦略課」と記載するとともに「いしかわ百万石物語」のロゴを掲載すること



下記からダウンロード

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shutoken/logoshiyou.html>

6. 助成内容

加賀又は能登地域の宿泊施設への100人泊以上の宿泊実績に対して助成する

- ・1人泊に対して500円を助成する

(但し、宿泊実績が100人泊未満の場合には助成しない)

例：10人が加賀(能登)に2泊した場合は、20人泊とカウント

：10人が金沢に1泊、加賀(能登)に1泊の2泊した場合は、10人泊とカウント

- ・1旅行商品に対する助成の上限は400,000円とする

※助成条件：平成27年度当該期間の加賀・能登地域への送客(宿泊)実績(助成対象商品を除く)が過去3ヵ年(平成24年～26年度)の同時期の同地域への送客(宿泊)実績のピーク年度を上回ること

- ・助成額の例

90人泊の場合・・・助成額 0円

100人泊の場合・・・助成額 50,000円

110人泊の場合・・・助成額 55,000円

200人泊の場合・・・助成額100,000円

800人泊以上の場合・助成額400,000円

7. 実績報告

販売期間終了後の翌月末までに実績報告書の提出を求める

実績報告書

- ・広告媒体(新聞・パンフレット・インターネット等)の数量とその媒体の写し
- ・当該商品における送客人数の確認できるもの(販売証明書、宿泊証明書など)

※採用となった旅行商品ごとに作成

8. 助成金の支払い

販売期間終了後の実績報告書に基づき、精算払

9. 旅行商品企画書の作成について

旅行商品ごとに下記項目を記載した企画書を作成すること

※様式については、各社自由とする

- 表紙(会社名、会社住所、代表者職・氏名、担当部署、担当者職・氏名、電話番号、FAX番号、担当者メールアドレスを記載すること)
- 旅行商品の名称
- 旅行商品の特徴、セールスポイント
- 発売開始時期

- 催行期間及び催行本数
- 旅行商品の内容
 - コース内容（日程表：発地～立寄地～宿泊地～着地まで全行程及び立寄地間等の移動手段も記載すること）
- 販売希望価格
- ターゲット
 - 主な集客の対象を記載して下さい。（例）中高年、女性、ファミリーなど
- 募集方法、募集媒体、発行部数等
- 宣伝の方法
 - 過去の実施例やイメージの提案がある場合、これを添付すること
- 送客目標人泊数
- 過去3ヵ年（平成24年～26年度）の送客(宿泊)実績
 - ※送客(宿泊)実績に対し助成することとしているが、平成27年度当該期間の加賀・能登地域への送客(宿泊)実績（助成対象商品を除く）が過去3ヵ年（平成24年～26年度）の同時期の同地域への送客(宿泊)実績のピーク年度を上回ることが条件となる。
 - したがって、提案旅行商品の催行期間と過去3ヵ年（平成24年～26年度）の同時期の同地域への送客(宿泊)実績を企画書に記載すること
 - なお、送客(宿泊)実績は募集型企画旅行商品の実績であること

10. 旅行商品企画書の提出

平成27年5月29日（金）17時まで（必着）に、旅行商品ごとに5部づつ下記まで提出すること。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
 新幹線開業PR戦略実行委員会
 （石川県観光戦略推進部首都圏戦略課内）

11. 旅行商品企画書作成に当たっての留意事項

旅行商品企画書作成にかかる経費については、各社の負担
 1社で複数の旅行商品提案は可

12. 助成対象となる企画書の選定基準

以下の項目等により、旅行商品企画書を総合的に評価して選定する。

※選定は書類審査で行い、各社のプレゼンテーションは行わない

- (1) 妥当性
 - 企画内容が加賀・能登地域への周遊・滞在を促す内容となっているか
- (2) 独創性
 - 企画内容が独創的でアイデアに富んだ内容であるか

- (3) 魅力性
企画内容が魅力的で訴求力があるか
- (4) 実現性
企画内容の送客に実現性があるか

13. コンペティションの開催について

- (1) 実施方法
各旅行会社から提出された企画書を、審査員が審査・採点を行い、集計を行った結果、総得点が多い企画書を数点選定する。
- (2) 審査内容については公表しない。
- (3) 審査結果については後日通知するが、異議の申し立ては認めない。